

工事一時中止に係るガイドライン

(土木工事編)

令和7年4月

松浦市

この「工事一時中止に係るガイドライン（土木工事編）」は、松浦市が発注する土木請負工事に適用する。

目次

1. ガイドライン策定の背景	……P 1
2. 工事一時中止に係る基本フロー	……P 2
3. 発注者の中止指示義務	……P 3
4. 工事を中止すべき場合	……P 4
5. 中止の指示・通知	……P 5
6. 基本計画書の作成	……P 6
7. 工期短縮計画書の作成	……P 7
8. 請負代金額又は工期の変更	……P 8
・ 請負代金額の変更	……P 8
・ 工期の変更	……P 8
9. 増加費用の考え方	……P 9
(1) 本体工事施工中に中止した場合	……P 9
(2) 工期短縮を行った場合	……P 10
(3) 契約後準備工着手前に中止した場合	……P 16
(4) 準備工期間に中止した場合	……P 17
10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い	……P 18
・ 設計書における扱い	
・ 事務処理上の扱い	
参考資料	……P 19
・ 松浦市建設工事標準請負契約書	
(第20条、16条、18条、48条、49条)	……P 19
・ 長崎県建設工事共通仕様書	……P 21
・ 増加費用の費目と内容	……P 22
・ 様式	……P 26
・ 監理技術者制度運用マニュアル	……P 32
・ 工事請負代金変更請求の作成例	……P 56

1. ガイドライン策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においても、やむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。

◆現状における課題

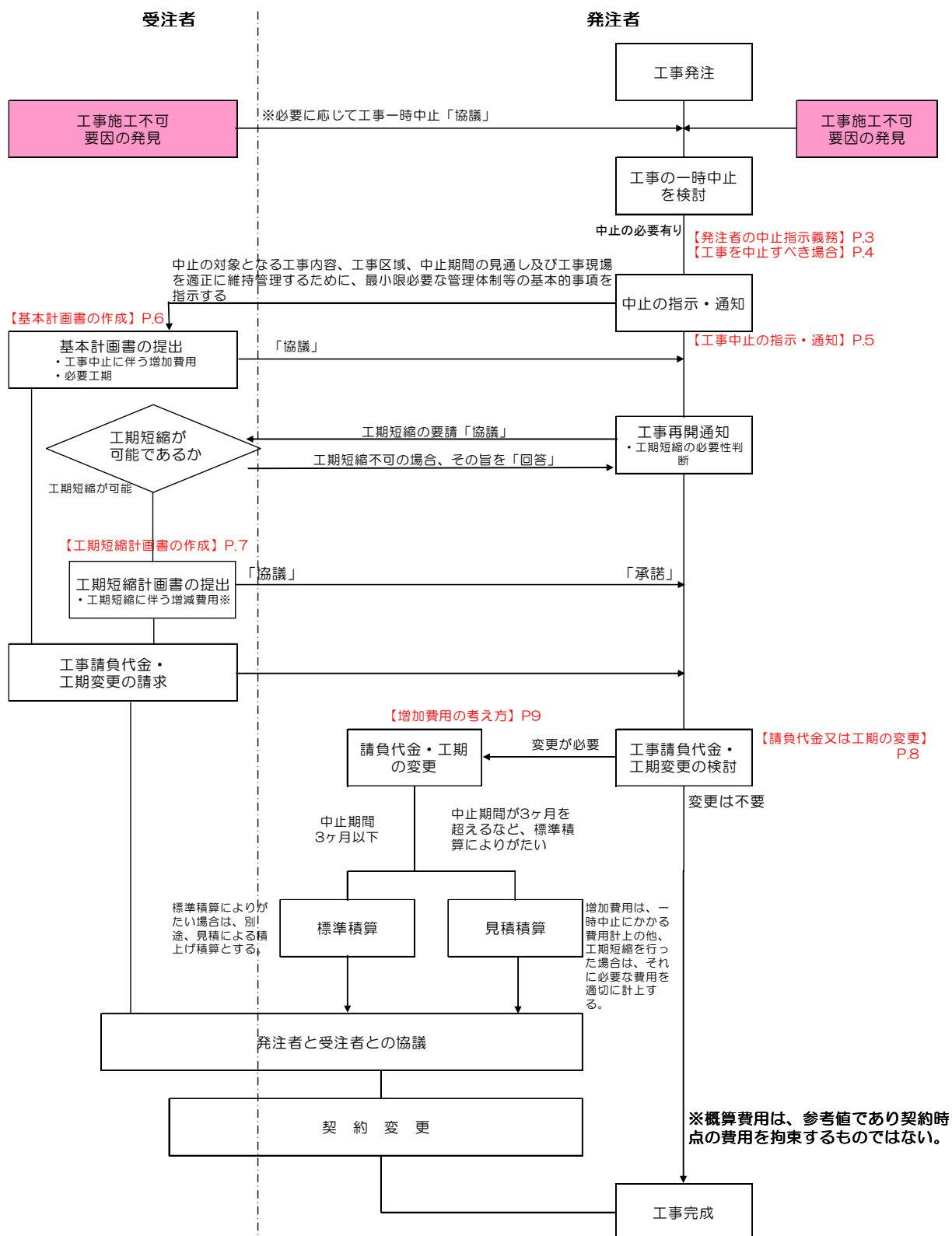
○各種協議や工事用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により、施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ガイドラインの策定

○これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うために、「ガイドライン」を策定するものである。

2. 工事の一時中止に係る基本フロー

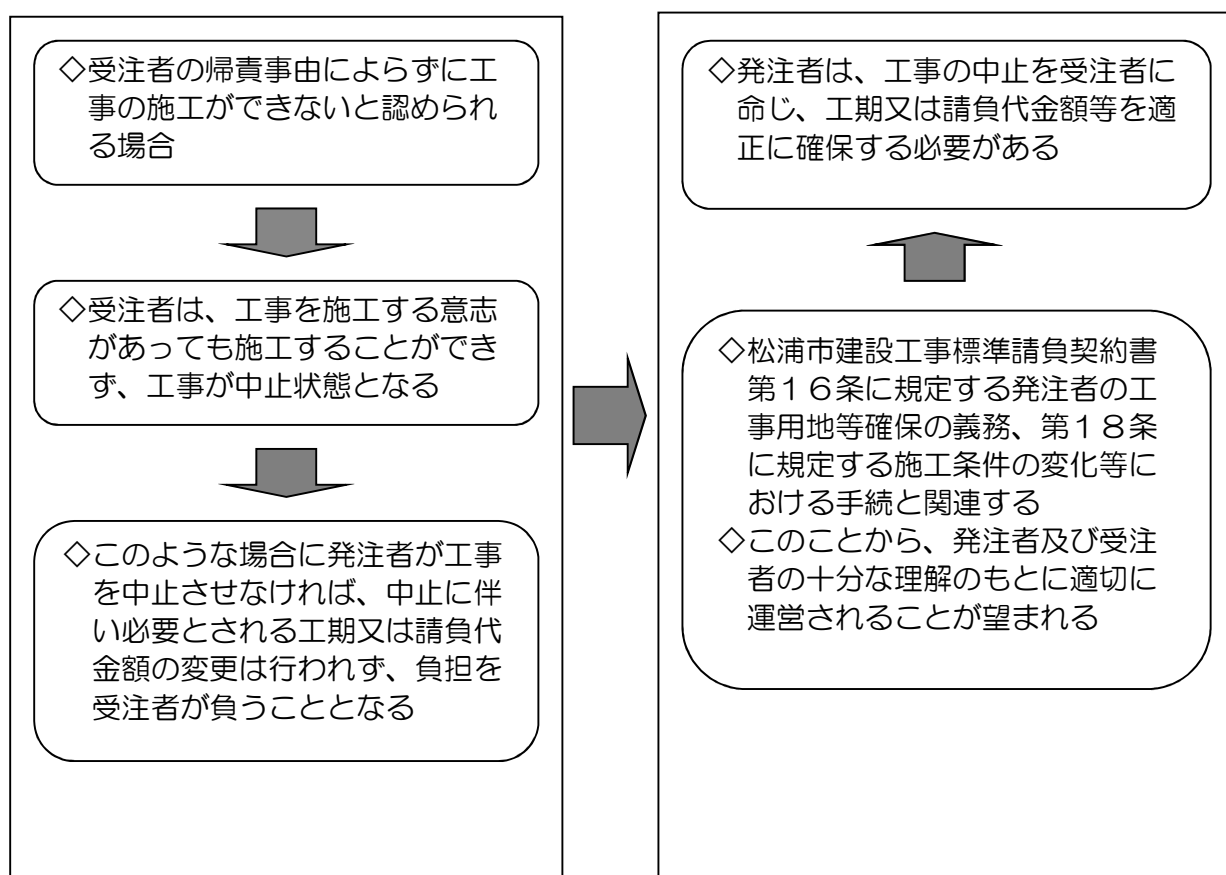


3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：松浦市建設工事標準請負契約書第20条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、松浦市建設工事標準請負契約書（受注者の催告によらない解除権）第49条1項二を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：松浦市建設工事標準請負契約書第20

条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していること

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



○発注者の義務である工事用地等の確保が行われなかったため（松浦市建設工事標準請負契約書第16条）施工できない場合

○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（松浦市建設工事標準請負契約書第18条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



○「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる

○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：松浦市建設工事標準請負契約書第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

- ◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者による中止事案の確認請求

- ◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

- ◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

- ◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

- ◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書について、発注者と協議し、承諾を得る。

【松浦市建設工事共通仕様書第1編1-1-18】

※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容	管理責任
◇基本計画書作成の目的 ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事 ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事 ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠（P12,13） ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き	◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は、一時中止期間の解除にあたり、工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し承諾を得る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

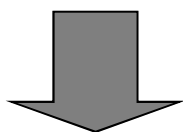
記載内容	工期の変更
◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関する事 ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関する事 ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載	◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画にのっとり施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画書に基づき設計変更を行う

8. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
 - 事情変更により生じたもの
- ※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

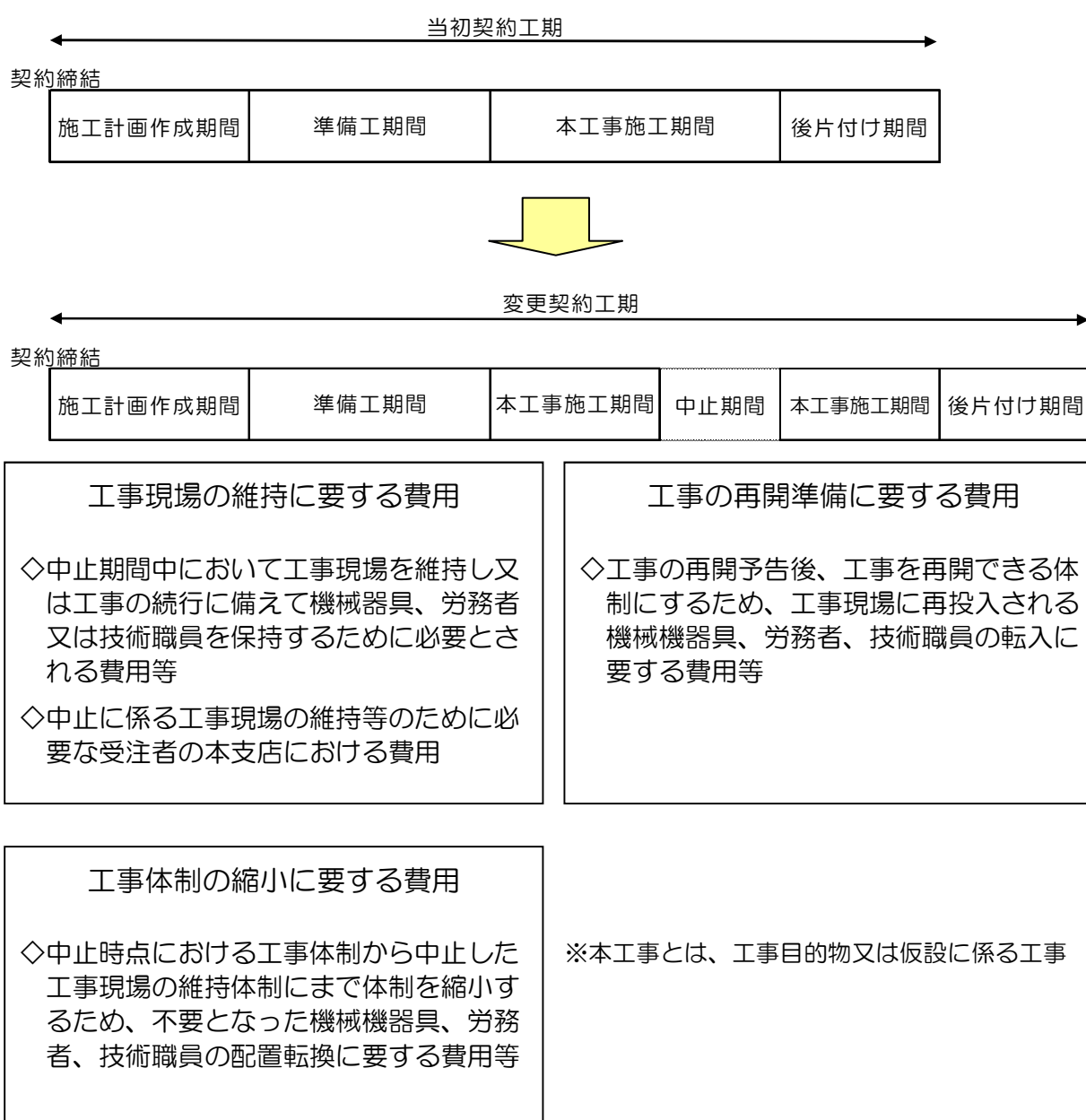
◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9. 増加費用の考え方

(1) 本工事※施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。



(2) 工期短縮を行った場合

(当初設計から施工条件の変更がない場合)

■増加費用の考え方

①工期短縮の要因が受注者の責によらないもの・・・・・・【増加費用を見込む】

ex. ・工事を中止し、工期延長をする必要があったが、工期の制約により、延期せず当初工期のままとした場合

・想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、工期の制約により、工期延期ができない場合

②工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・・・・【増加費用は見込まない】

ex. ・受注者の都合により、当初工程を短縮せざるを得ない場合

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用。

◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用。

◇その他、必要と思われる費用。

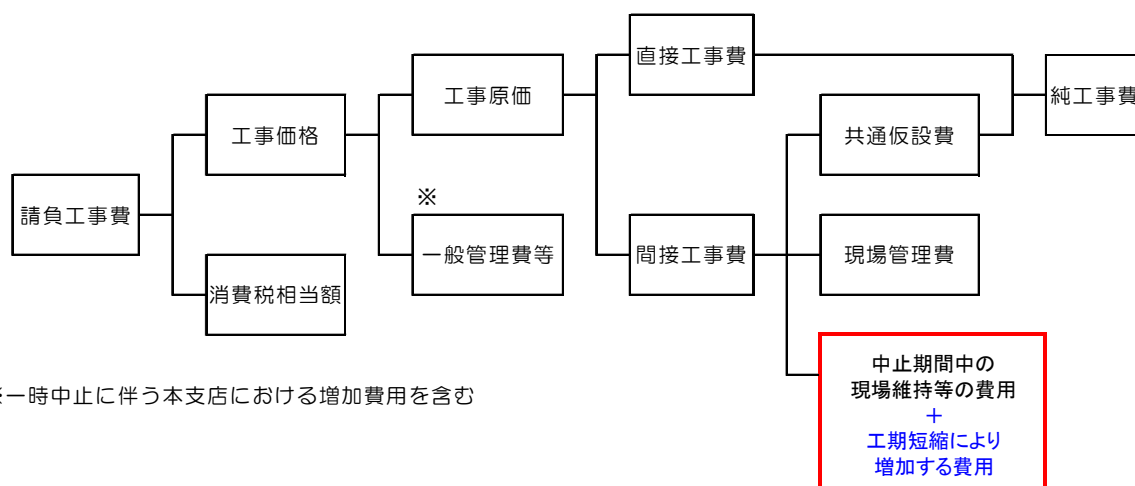
※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

■中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

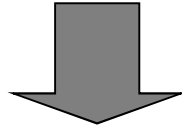
増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中に計上し、一般管理費等の対象とする。



標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。

ただし、一般土木で積算する内容の積上げ項目及び率項目については、土木工事標準積算基準書（総則・共通編）第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算により、算出すること。また、港湾・漁港で積算する内容の積上げ項目及び率項目については、港湾・漁港請負工事積算基準第2章4節その他 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算により、算出すること。



積上げ項目【一般土木・水道】

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費（仮設工を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

積上げ項目【港湾・漁港】

- ◇直接工事費、船舶回航費、仮設費および事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、船舶および機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）、船舶および機械経費、船舶回航費および仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費、仮設工および事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に関する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

- 注) ・標準積算は工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）に適用し、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合、及び一時中止期間が3ヶ月を超える場合は適用不可
- ・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3ヶ月^{*}以下は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い、増加費用を算定する。

※標準積算の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3ヶ月程度までであることから、「中止期間3ヶ月以下」としている。

※見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

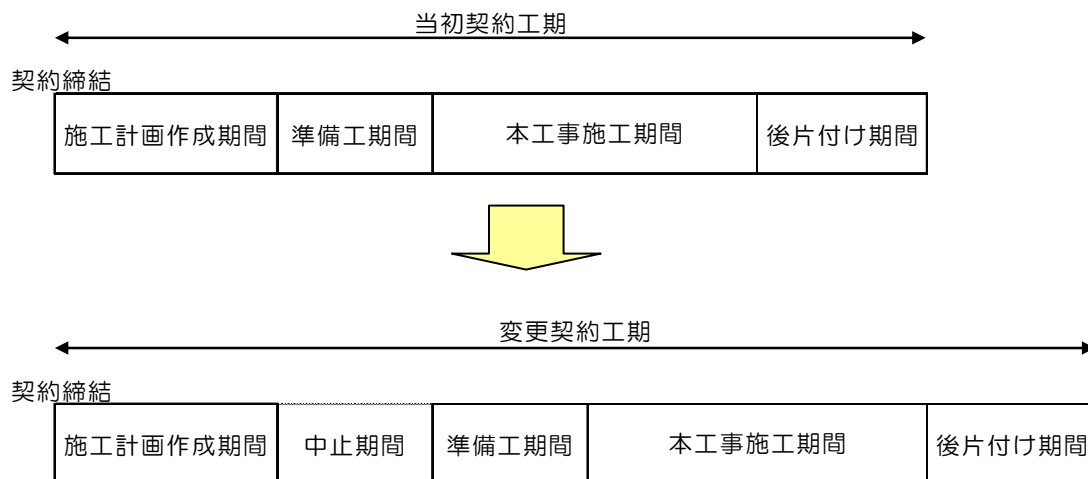
【土木工事標準積算基準、港湾・漁港請負工事標準積算基準、
水道工事標準積算基準書に基づく算出方法】

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算により、算出するものとする。

注)係数は、最新の各積算基準書によること。

(3) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態では測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○松浦市建設工事標準請負契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。

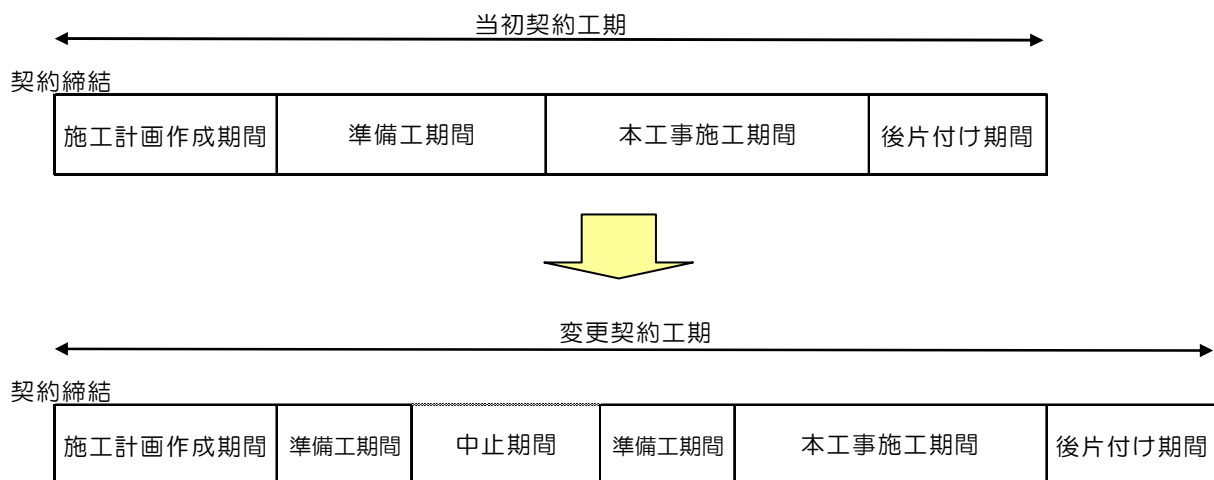
○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書について発注者と協議し、承諾を得る。

◇増加費用

○一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(4) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載※した上で、その内容について発注者と協議し承諾を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者・請負者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

10. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■増加費用の設計書における取扱い

- ◆増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなす。

■増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◆増加分費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆増加分費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

参考資料

松浦市建設工事標準請負契約書

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
は、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の催告によらない解除権）

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

長崎県建設工事共通仕様書

1-1-1817 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他
自

然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-4847 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- （1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合

- （2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合

- （3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場

合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
3. 前1項及び2項の場合において、受注者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は

■増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増し分費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増し分費用【積上又は率により計上】

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

二 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）

b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ハ 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

ト 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等由敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・

用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増し分費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

力 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

シ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

（２）本支店における増し分費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

（３）消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

様式第9号（第17条関係）

工 事 中 止 通 知 書

（受注者） 様

令和 年 月 日

（発注者） 印

下記工事は、施工を一時中止するので通知します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所 市 町 地内
- 4 中止期間 令和 年 月 日から 約 日間
- 5 中止区間
- 6 中止の理由

(参考様式)

様式－ 1

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者) 印

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

工 事 番 号

工 事 名

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった標記工事について、別紙のと
おり基本計画を提出します。

基 本 計 画 書

- 1 中止時点における内容
 - (1) 中止する工種の出来形
 - (2) 職員の体制
 - (3) 労務者数
 - (4) 搬入材料
 - (5) 建設機械器具等
- 2 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- 3 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事。
- 4 中止した工事現場の管理責任に関する事。

様式第10号（第17条関係）

工 事 中 止 解 除 通 知 書

令和 年 月 日
(受注者) 様 (発注者) 印

令和 年 月 日から工事の施工を一時中止していた下記工事については、
令和 年 月 日工事中止を解除します。なお、下記のとおり契約工期を変更するので異議がなければ契約変更請書を送付してください。

記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 市 町 地内
- 4 変更契約工期 完 成 年 月 日

備考 工期の変更を要しないものについては、なお書を消すこと。

(参考様式)

様式－ 2

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者) 印

〇〇〇〇工事に係る一時中止に伴う
請負代金額の変更について

現在当社で施工中の〇〇〇〇工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、
松浦市建設工事標準請負契約書第 20 条により下記のとおり協議いたします。

記

協議額 ￥〇〇〇

(参考様式)

様式－ 3

令和 年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

〇〇〇〇工事に係る請負代金額の変更
について（協議）

標記について貴社より令和 年 月 日付けで提出の松浦市建設工事標準請負
契約書 20 条に基づく工事の一時中止に伴う請負代金額変更協議については、細部につ
いて検討した結果、下記のとおりその金額を算定したので協議します。

なお、この金額に依存がない場合には、下記に押印のうえ返送願います。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 協 議 金 額
- 4 貴 社 要 求 金 額

上記金額について承諾しました。

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者) 印

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が令和元年 6 月 5 日に成立、同月 12 日に公布され、一部の規定を除き令和 2 年 10 月 1 日から施行されます（※技術検定制度の見直し（建設業法第 2 7 条関係）のみ令和 3 年 4 月 1 日から施行。）。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 171 号）が令和 2 年 5 月 20 日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 69 号）が同年 8 月 28 日に公布されたところです。

また、建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示（令和 2 年国土交通省告示第 1057 号）等の関係告示が令和 2 年 9 月 30 日に公布されるとともに、関係ガイドラインについて改正を行いましたので、下記の通り通知いたします。

貴職におかれましては、十分ご留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

（1）著しく短い工期の禁止（令第 5 条の 8 関係）

建設工事の注文者に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した注文者に対して、国土交通大臣等は、必要があると認められるときは、勧告をすることができることとされ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとされたところ、勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限について、政令で定める額は、500 万円（建築一式工事にあつては 1,500 万円）とした。

(2) 監理技術者の専任義務の緩和（令第 28 条及び第 29 条関係）

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされたところ、監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する 1 級技士補等とした。また、監理技術者の職務を補佐する者を置いた場合に、監理技術者が兼任できる工事現場の数は 2 とした。

(3) 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について（令第 30 条関係）

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（以下「特定専門工事」という。）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとされたところ、特定専門工事は、下請代金の合計額が 3,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とした。

2. 建設業法施行規則の主な改正内容について

(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について（規則第 3 条及び第 7 条関係）

建設業者の事業の持続可能性の観点から、これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することを許可要件としたところ、今般、経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は、①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること、②適切な社会保険に加入していることとした。

(2) 許可を受けた地位の承継（規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には、建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされたところ、規則において、

- ① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、譲渡及び譲受け／合併／分割の許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。
- ② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとし、また、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、

当該建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとされたところ、規則において、認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。

(3) 工期に影響を及ぼす事象に関する情報の提供について(規則第13条の11関係)

建設工事の注文者は、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされたところ、国土交通省令で定める事象は以下の事象とした。

- 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加することとした。

- 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- 当該建設工事の従事者に関する事項(氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等)

(5) 施工体制台帳の電子的な取扱いについて(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。また、監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面や、監理技術者を補佐する者又は専門技術者(※)を配置する場合にその者が主任技術者資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面について、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。

(※) 土木工事業者又は建築工事業者が、当該土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、当該一式工事以外の建設工事を施工する際に、当該工事の技術上の管理を行わせるために設置する者

(6) 施工体系図の記載事項について(規則第14条の6関係)

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請負人に関する以下の事項を追加することとした。

- 代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

(7) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて(規則第 17 条の 14 関係)

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者は、専任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされていたが、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととした。

(8) 経営事項審査の評価項目の追加(規則第 18 条の 3 関係)

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」(法第 25 条の 27 第 2 項)とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」を追加した。

(9) 経営事項審査の評価項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し(規則第 18 条の 3 関係)

経営事項審査において評価する事項のうち「建設業の経理に関する状況」の評価項目を見直し、以下の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとした。

- 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- 登録経理試験に過去 5 年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去 5 年以内に登録経理講習を受講した者
- 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの

(10) 登録経理講習実施機関の創設について(規則第 18 条の 23 から第 19 条まで関係)

登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備した。登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととし、登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなければならないこととした。

(11) 帳簿の添付資料の電子化について(規則第 26 条関係)

法第 40 条の 3 の規定により保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとするとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の 2 つについても電子的な措置による保存を認めることとした。

- 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払い手段を証する書面又はその写し
- 施工体制台帳中、監理技術者や下請負人の氏名等に関する事項を記載した部分

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 監理技術者を補佐する者について（令第 28 条関係）

令第 28 条第 1 号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」について、一級の第一次検定に合格した者又は法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）とする。

(2) 公認会計士又は税理士について、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等について（規則第 18 条の 3 関係）

「建設業の経理に関する状況」において加対象となる事項は、公認会計士又は税理士であって、規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イの規定により国土交通大臣が指定する研修を受講した者としたところ、国土交通大臣が指定する研修を以下のとおり規定することとする。

- ①：公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 28 条の規定による研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者
- ②：税理士であって、所属税理士会において税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るための研修として認められる研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

(3) 規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者について（規則第 18 条の 3 関係）

規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者として、以下の者を規定することとする。

- ①：平成 28 年度以前に一級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間に限る。）
- ②：平成 28 年度以前に二級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間

に限る。)

- ③：一級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ④：二級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ⑤：公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しないもの

4. 建設業許可事務ガイドラインの主な改正内容について

(1) 許可申請書及び添付書類の取扱いについて

規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができることとする。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での業務経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱うものとする。

(2) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることについて

- これまで区別していた許可を受けようとする建設業の経験と許可を受けようとする建設業以外の経験を区別することなく、建設業の経営の経験として等しく取り扱うこととする。
- 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請負人への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、自らが所属している建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。
- 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかの判断は、提出された組織図などを確認することで行う。

(3) 事業承継について

- 「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許

可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することといい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第 45 条から第 55 条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

- 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第 7 条及び第 8 条、特定建設業の許可の承継については第 8 条及び第 15 条によるため、本ガイドラインの第 7 条関係及び第 8 条関係又は第 8 条関係及び第 15 条関係の記載と原則同様に取り扱うものとする。

5. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の主な改正内容について

（1）不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分について

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に法第 17 条の 2 の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は法第 17 条の 3 の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行うこととする。

また、行為者の営業を同法第 17 条の 2 又は同法第 17 条の 3 の規定によらずに承継した場合であっても、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行い、行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行うこととする。

（2）建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

6. 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 及び発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの主な改正内容について

（1）著しく短い工期の禁止（法第 19 条の 5）

法第 19 条の 5 において、「注文者は、その建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」とこととされたことを踏まえ、新たに「著しく短い工期の禁止」に関する項目を設け、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」の判断材料や判断の

視点について記載した。また、当初契約後、工期変更の契約締結を行う際、当該変更後の工期が「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」となった場合も、法第 19 条の 5 違反に該当することについて併せて記載した。

(2) 請負代金を手形で支払う場合の留意事項（法第 24 条の 3 第 2 項関係）

発注者から受注者への支払方法は、元請下請間の支払に実質的に影響を与えかねないため、法第 24 条の 3 第 2 項において、「元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」こととされたことを踏まえ、新たに「請負代金を手形で支払う場合の留意事項」に関する項目を設け、発注者から受注者への支払いに際しても、できる限り現金によることが望ましい旨を記載した。

7. 監理技術者制度運用マニュアルの主な改正内容等について

(1) 特例監理技術者を配置した場合の留意事項について

監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者（※）に求められる責務は従前と変わらず、施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている旨を明確化した。なお、特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

また、特例監理技術者が兼任できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び工事体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請負人としての職務が適正に遂行できる範囲とし、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい旨を明確化した。また、公共工事の発注者等は特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。

加えて、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性があることについて記載した。

（※）法第 26 条第 3 項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

(2) 特定専門工事を適用した場合の留意事項について

特定専門工事（※）の元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督の実務経験」について、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請負人等に対して工事の技術面を総合的に指導、監督した経験が対象となる旨明確化した。また、特定専門工事の元請等の主任技術者が当該下請負人に対し行う指示は、技術上の指導・監督に関する内容であり、当該下請負人の事業主や現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われるよう留意する必要がある。

ある旨を明確化した。

(※) 法第 26 条の 3 第 2 項により、一定の条件の下、元請負人に主任技術者を配置した場合、下請負人に主任技術者の配置を要しない工事

以上

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示等（官報）
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - （本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）

〔別添〕

監理技術者制度運用マニュアル

最終改正 令和2年9月30日国不建第130号

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二一 工事外注計画の立案
 - 二二 監理技術者等の設置
 - 二三 監理技術者等の職務
 - 二四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（１）建設業における技術者の意義

- ・ 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者

の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

（２）建設業法における監理技術者等

- 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。

- 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者又は特例監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

（３）本マニュアルの位置付け

- 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二―一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（１）工事外注計画と下請契約の予定額

- 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案

される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の可否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ・ 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ・ なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二條）。

二一 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。なお、専任の監理技術者が、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、特例監理技術者となることは、技術者の変更には当たらない。特例監理技術者が専任の監理技術者になることも同様である。
また、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。
- ・ 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行う

ことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が三千五百万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

- いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する特定建設共同企業体にあつては国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体にあつては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。

- ・ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

（３）主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

- ・ 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

（４）監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ・ また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。
- ・ 監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

(5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ・ 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ・ ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ・ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

- ・ このように、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間に常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネジメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ・ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ・ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、建設業法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ・ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ・ 大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設業者

に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ・ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ・ 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ・ 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ・ 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。
- ・ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
 - ① 本人に対しては健康保険被保険者証
 - ② 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

（３）恒常的な雇用関係の考え方

- ・ 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ・ 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ・ 但し、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があつた場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。
- ・ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ・ 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
 - ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号）
 - ③ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成二十八年五月三十一日付、国土建第百十九号）
 - ④ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は２とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。
- 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、例えば必要な資格を有する代理の技術者の配置等により適切な施工ができると判断される場合には、現場に戻りうる体制を確保することは必ずしも要しないなど、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮すべきである。さらには、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

- ・ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事（工事一件の請負代金の額が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- ① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- ④ 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ・ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が七千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- ① 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- ② 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である七千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図

書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

（２）監理技術者等の専任期間

- 元請が、主任技術者、監理技術者、又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間①から④のうち、②（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

- また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり

相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

② ①の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

③ ①及び②の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

- このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が三千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。
- なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下、「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- 専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

(2) 資格者証に関する規定

- ・ 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者又は特例監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。
- ・ 監理技術者又は特例監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者又は特例監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者又は特例監理技術者になり得る。
- ・ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ・ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図－１に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。

- ① 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- ② 最初に資格者証の交付を受けた年月日
- ③ 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
- ④ 交付を受ける者が有する監理技術者資格
- ⑤ 建設業の種類
- ⑥ 資格者証交付番号
- ⑦ 資格者証の有効期間の満了する日
- ⑧ 所属建設業者名
- ⑨ 監理技術者講習を修了した場合はその旨

(3) 監理技術者講習に関する規定

- ・ 監理技術者又は特例監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者又は特例監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期間の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年間が監理技術者講習の有効期間となる（規則第十七条の十七）。
- ・ なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ・ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者又は特例監理技術者として従事するために必要な事項として

- ①建設工事に関する法律制度
- ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
- ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録

講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。

- ・ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。
- ・ なお、平成二十八年六月一日以降に資格者証又は修了履歴の交付を受けるまでは、従前どおり、監理技術者講習修了証を携帯しておくことが望ましい。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者を設置する場合）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者又は特例監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ・ そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千万円（建築一式工事の場合は六千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ・ 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ・ 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。（法第四十条）
- ・ 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ・ 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ・ 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ・ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図－1 資格者証の様式

(表面)

↑
83.93ミリメートル以上
84.03ミリメートル以下
↓

氏 名		年 月 日 生	本 籍	
住 所				
写 真	初 回 交 付	年 月 日	交 付	年 月 日
	交 付 番 号	第	号	
	監 理 技 術 者 資 格 者 証			
	平成 年 月 日 まで有効			
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者				印
所 属 建 設 業 者			許 可 番 号	
有 する 資 格				
建 設 業 の 種 類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解			
有 ・ 無				

← 85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下 →

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
35cm 以上				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第５項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

国土建第 2 7 2 号
平成 2 6 年 2 月 3 日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成 2 5 年 2 月 5 日付け国土建第 3 4 8 号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成 2 5 年 9 月 1 9 日付け国土建第 1 6 2 号）は、廃止します。

記

1. 令第 2 7 条第 2 項の当面の取扱いについて

令第 2 7 条第 2 項においては、同条第 1 項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 1 0 k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 2 7 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。

- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上

各公共発注者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

昨年 7 月の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 1 0 条第 3 項）が追加されたことを受け、他の工事の現場代理人を兼ねるようになった例もありますが、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりですので、参考にされるとともに、適切な運用に努められますようお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村（指定都市を除く）及び公共発注者への周知徹底をお願いいたします。

記

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられている（標準約款第 1 0 条第 2 項）。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、厳しい経営環境下における施工体制の合理化の要請にも配慮し、一定の要件を満たすと発注者が認めた場合^(※)には、例外的に常駐を要しないこととすることができるとされた（標準約款第 1 0 条第 3 項）。

(※) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

具体的にどのような場合に常駐義務を緩和するかについては、受注者から現場代理人

に付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえて発注者が判断すべきものであるが、その基本的な考え方を示せば次のとおりである。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することが考えられる。
- (2) (1) 以外にも、次の①及び②をいずれも満たす場合には、常駐義務を緩和することが考えられる。

- ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の規模・内容であること）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること

また、常駐義務の緩和に伴い、他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することも可能となったところであるが、これまでの運用実態も踏まえると、兼任を可能とする典型的な例としては、(2) ①及び②並びに次のアからウまでの全てを満たす場合が挙げられる。

ア 兼任する工事の件数が少数であること

(工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性等にもよるが、例えば2～3件程度)

イ 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること

(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば同一市町村内であること)

ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

なお、上記によっても、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意する必要がある。

8. 工事請負代金変更請求の作成例(1)

◎増加費用の請求書例

支出負担行務担当官 関東地方整備局長	平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 〇〇	〇〇株式会社 〇〇支店 〇〇〇役員 〇〇 〇〇 支店長 〇〇 〇〇
工事の一時中止に伴う増加費用の請求について	
(〇〇〇電線共同溝工事)	
平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結しました標記工事について、平成〇〇年〇月〇日から工事の一時中止を受け、平成〇〇年〇〇月〇〇日に工事の一時中止の解除通知を受けましたので、一時中止に伴い現場維持等に要した費用を請求します。	
1. 中止期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで (〇〇〇日間)
	以上

支出負担行務担当官 関東地方整備局長	平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 〇〇	〇〇株式会社 〇〇支店 〇〇〇役員 〇〇 〇〇 支店長 〇〇 〇〇
添付資料について	
(〇〇〇電線共同溝工事)	
別紙資料①～②に計上しました金額等については、弊社経理部門において適正に処理した会計資料に基づき作成したものであることを証明します。	
資料1	記 現場代理人のPersonnel (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月) 福利厚生費・事務用品費・通信交通費・現場事務所に要した費用 (平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月)
資料2	

9. 工事請負代金変更請求の作成例(2)

◎増加費用の見積もり書例

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間)	一時中止期間 自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (129日間)	
当初契約金額	¥ 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	税抜契約金額	¥ 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
増加金額	¥ 3, 629, 624	税抜増加金額	¥ 3, 456, 785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	〇〇〇〇〇電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3, 456, 785	
(1) 現場管理費		式	1		3, 456, 785	
・従業員給料手当		式	1		3, 094, 485	
現場代理人		月	4.3	506, 809	2, 179, 279	
監理技術者		月	1.3	704, 005	915, 207	
・福利厚生費		式	1		35, 498	
・事務用品費		式	1		50, 935	
・通信交通費		式	1		112, 835	
・現場事務所費		式	1		163, 032	
合計					3, 456, 785	

※見積もりに対する妥当性の確認が出来る証明書類の提出が必要

例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

- ① 当該現場での作業内容
- ② 給与等の内訳書
- ③ 給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ① 経費別支払調書
- ② 事務用品の証明書類の提出
- ③ 経費支払い集計調書

妥当性の確認ができた項目を積み上げる
(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

出典：工事請負契約における設計変更 ガイドライン
(総合版)平成27年6月
国土交通省 関東整備局

②給与等の内訳書

月別給与支給明細書

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月

〇〇〇(株) 〇〇支店

【監理技術者 〇〇〇〇】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当 小計
〇月				
〇月				
〇月				
〇月	523,600	0	180,937	704,537
〇月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料(各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

[illegible]

11. 工事請負代金変更請求の作成例(4)

◎増加費用の見積もり根拠資料例

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

① 経費別支払調書(平成〇〇年 〇月分)

項目	細別	支払先	金額	税抜き金額	備考
事務用品費					
	コピー代	〇〇〇〇(株)	37,000		
通信交通費					
	連絡車	(株)〇〇〇〇	26,300		
現場事務所					
	レンタルハウス	〇〇〇〇(株)	38,000		
合 計			101,300		

出典：工事請負契約における設計変更 ガイドライン
(総務省) 平成27年6月
国土交通省 関東整備局

② 事務用品費の証明書類の提出(請求書の例)

〇〇〇株式会社 御中
分 団 体 別
請求金額
15,900円

請求書番号
0151901

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社 御中
請求書
〇〇〇電機共同購入
品名
ペンダントライト
数量
1
単位
個
金額
15,900円

住所
〇〇〇市〇〇
〇〇〇株式会社
012-345-6789

品名	数量	単位	金額	備考
ペンダントライト	1	個	15,900	
計			15,900	

〇〇〇株式会社使用印
〇〇〇株式会社使用印
〇〇〇株式会社使用印

③ 経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032